

北広島市外部労働者等からの公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に基づく外部労働者等からの公益通報について必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者(北広島市職員等からの公益通報に関する要綱(平成24年3月21日市長決裁)第2条第2号に規定する職員等を除く。)をいう。
- (2) 公益通報 外部労働者等が通報対象事実(法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。以下同じ。)に関し、当該通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する市の機関に対し行う通報をいう。
- (3) 通報者 公益通報を行う者をいう。

(公益通報の手続)

第3条 公益通報は、文書、電子メール等の方法で行うものとする。

(公益通報者の責務)

第4条 通報者は、公益通報に当たっては、客観的な資料に基づき誠実に行わなければならない。

2 通報者は、公益通報に関する調査に対して協力しなければならない。

(公益通報窓口)

第5条 通報者からの通報を受け付ける窓口(以下「公益通報窓口」という。)を総務部総務課に置くものとする。

2 公益通報窓口の担当者(以下「窓口担当者」という。)は、総務課長、総務及び法規審査の担当の主査の職にある者をもって充てる。

3 公益通報窓口の責任者は、総務課長とし、公益通報の処理において必要な措置を講じるものとする。

(公益通報以外の通報)

第6条 窓口担当者は、法令遵守を図るため、法に基づく公益通報以外の通報を受け付けることができるものとする。

(窓口担当者等の責務)

第7条 窓口担当者その他の公益通報の処理に従事する者は、公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。

2 窓口担当者その他の公益通報の処理に従事する者は、自らが関係する公益通報の処理に従事してはならない。

(公益通報の受付)

第8条 窓口担当者は、公益通報を受け付けたときは、北広島市外部公益通報整理票（別記第1号様式）を作成するものとする。

- 2 窓口担当者は、通報された事実について、市が当該通報された事実に対する処分又は勧告等をする権限を有しないときは、通報者に対して権限を有する行政機関を教示しなければならない。
- 3 市長は、通報があったときは、当該通報をした者に対し、公益通報として受理する場合にあっては北広島市公益通報受理通知書（別記第2号様式）により、不受理（関係する課等に対する情報提供のみを行う場合を含む。）とする場合にあっては北広島市公益通報不受理通知書（別記第3号様式）により遅滞なく通知しなければならない。
- 4 窓口担当者は、前項の規定による受理をしたときは、当該通報対象事実について処分又は勧告等を行う課等（次条において「所管課等」という。）に事務を引き継ぐものとする。

（調査の実施）

第9条 所管課等は、前条第4項の規定による引継ぎを受けたときは、必要な調査を行うものとする。

- 2 所管課等は、通報に係る事実の処理に必要と見込まれる期間を、通報者に対して通知するものとする。
- 3 所管課等は、調査に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。
- 4 所管課等は、通報に関する者の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮し、調査中においては調査の進捗状況について、通報者に対して適宜通知するものとする。
- 5 市長は、第1項の調査に係る結果を速やかに取りまとめ、北広島市調査・措置結果通知書（別記第4号様式）により通報者に対して遅滞なく通知するものとする。

（是正措置等）

第10条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置（次項において「是正措置等」という。）をとらなければならない。

- 2 市長は、是正措置等をとった場合は、通報に係る者の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮し、その内容を北広島市調査・措置結果通知書により通報者に遅滞なく通知するものとする。

（記録管理等）

第11条 窓口担当者その他の公益通報の処理に従事する者は、公益通報の処理に当たっては、公益通報の概要、受理の状況及び対応の経過を記録するとともに、その記録及び関係資料については、通報者の秘密保持に配慮し、適切な方法で管理しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。